

分担金・拠出金の名称	ハイレベル政治フォーラム拠出金	平成28年度 予算額	16,610千円	総合 評価	C
拠出先の国際機関名	本拠出金は、複数の多数国間環境条約事務局等に拠出。				
国際機関の概要	・本拠出金は、多数国間環境条約の事務局等への拠出により、締約国会議や関連会合の開催支援や、能力形成セミナー等の開催その他の個別プロジェクトの実施を支援し、多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進を目的としている。平成27年度は、気候変動枠組条約事務局(特別作業部会開催支援)、砂漠化対処条約事務局(途上国の能力向上事業支援)、ラムサール条約事務局(小規模プロジェクト支援)、ワシントン条約事務局(関連国内法制度実施に関する能力構築支援)、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局(有害化学物質の代替支援プロジェクト)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP/IETC/レバノン廃棄物危機に対する支援計画)に拠出。				
評価基準	達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	ハイレベル政治フォーラムは、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21といった環境と開発の分野における国際的な成果を踏まえ、持続可能な開発の促進のために定期的な対話、調査、アジェンダ設定等を通じた政治的リーダーシップや指針の提供や関係機関の連携促進等を行う国連の取組である。右取組の上では、先進国の支援の下、環境分野の国際会合等の議論や取組に諸国の普遍的な参加を得るとともに、途上国の能力形成等による政策実施能力の強化が重要である。それにより多数国間環境条約等や環境分野の国際機関は、我が国を含めた加盟国・締約国の議論の下、優れた専門的知見を国際社会に普及させることにつながる。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	多数国間環境条約の遵守及び実施の推進に関し、途上国からの締約国会議や関連会合等への参加確保、途上国の能力形成等について、主要先進国には応分の負担を行っている。各締約国会議における我が国の発言力、影響力を確保する上では、我が国も本拠出を行うことが必要。平成27年度は、多数国間環境条約の会合への途上国参加支援、条約事務局が実施するプロジェクトの支援、環境分野の国際機関の実施するプロジェクトの支援を通じ、各締約国会議等における我が国の発言力確保につなげることができた。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	本拠出金は、年度毎に異なる観点から効果的な形で重要な多数国間環境条約事務局や国際機関等に拠出するものであり、各実施案件が効率的かつ適正に実施されるよう、事業実施状況のフォローに努めている。 実施された案件については、各拠出先の国際機関や条約事務局等における会計等の手続に基づいて、事業実施報告・財務報告の提出が行われている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	平成27年度実施案件の拠出先については、以下のとおり邦人職員が所属。 気候変動枠組条約事務局:8名(平成26年度10名)、砂漠化対処条約事務局:1名(平成26年度1名)、ワシントン条約事務局:1名(平成26年度1名)、バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約共同事務局:1名(平成26年度1名)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP/IETC):1名(平成26年度0名)				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	①計画段階(Plan):我が国の関連政策(「経済財政運営と改革の基本方針2016について」等に照らしつつ、予算要求。 ②実施段階(Do):実施案件を決定の上、案件毎に多数国間環境条約事務局や国際機関等に予算拠出。条約事務局や国際機関等との協議等を通じ、活動をモニタリング。 ③評価段階(Check):実施案件毎の事業報告書、会計報告書等により成果を評価。 ④フォローアップ(Act):実施案件毎に条約事務局や国際機関等との協議等を通じ、必要に応じて改善を提言。				
担当課・室名	国際協力局地球環境課				